

## VI 参考資料

### 2. アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日 閣議決定）

# 目次

はじめに	52
○我が国における状況	52
○WHOの動向	54
○アルコール健康障害対策基本法	55
I アルコール健康障害対策推進基本計画について	57
1. アルコール健康障害対策推進基本計画の位置付け	57
2. アルコール健康障害対策推進基本計画の対象期間	57
3. アルコール健康障害対策推進基本計画の構成について	57
II 基本的な考え方	58
1. 基本理念	58
2. 基本的な方向性	58
(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり	58
(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	58
(3) 医療における質の向上と連携の促進	58
(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり	58
III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題	59
1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防	59
(1) 特に配慮を要する者（未成年者、妊産婦、若い世代）に対する教育・啓発	59
①未成年者、妊産婦などの飲酒すべきではない者	59
②将来的な心身への影響が懸念される若い世代	60
(2) アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発	60
(3) アルコール健康障害対策推進基本計画における目標	61
2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	61
(1) アルコール健康障害への早期介入	61
(2) 地域における相談拠点の明確化	62
(3) アルコール健康障害を有している者とその家族を相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進	62
(4) アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備	63
(5) アルコール健康障害対策推進基本計画における目標	63
IV 基本的施策	64
1. 教育の振興等	64
(1) 学校教育の推進	64
①小学校から高等学校における教育	64
②大学等における教育	64
③医学・看護・福祉・司法等の専門教育	64

④自動車教習所における周知	64
(2) 家庭に対する啓発の推進	65
(3) 職場教育の推進	65
(4) 広報・啓発の推進	65
2. 不適切な飲酒の誘引の防止	67
(1) 広告	67
(2) 表示	67
(3) 販売	67
(4) 提供	67
(5) 少年補導の強化	67
3. 健康診断及び保健指導	68
(1) アルコール健康障害に関する調査研究	68
(2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進	68
(3) 職域における対応の促進	68
4. アルコール健康障害に係る医療の充実等	69
(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上	69
(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）	69
5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	71
(1) 飲酒運転をした者に対する指導等	71
(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等	71
6. 相談支援等	73
7. 社会復帰の支援	74
(1) 就労及び復職の支援	74
(2) アルコール依存症からの回復支援	74
8. 民間団体の活動に対する支援	75
9. 人材の確保等	76
10. 調査研究の推進等	78
V 推進体制等	79
1. 関連施策との有機的な連携について	79
2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画 の策定等について	79
3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて	79
4. 厚生労働省への円滑な事務移管について	80
5. 次期アルコール健康障害対策推進基本計画の数値目標に向けた取組 について	80